

保護者各位

会津学鳳高等学校長 味原 正美

臨時休業中における分散登校のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動に日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

5月5日付けで福島県教育委員会教育長から、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間からの段階的な教育活動の実施について、通知がありました。県立学校については、引き続き休業とし、これまで以上に感染防止対策を徹底しつつ、学校の実情に応じて臨時休業期間中の分散登校等による教育活動を行っていくことが示されました。

つきましては、臨時休業は継続し、本校では、5月18日（月）から、次のとおり分散登校を実施いたします。5月25日（月）以降については、後日あらためて連絡いたします。

なお、福島県内の感染状況や福島県教育委員会から示される指針等によって、予定が変更となることもあります。学校からの連絡は、個別連絡や39メール、本ホームページにより連絡いたします。

1 登校日

	5月18日（月）	5月20日（水）	5月21日（木）	5月22日（金）
登校する生徒	高1～高3の出席番号の奇数番の生徒	高1～高3の出席番号の偶数番の生徒	高1～高3の出席番号の奇数番の生徒	高1～高3の出席番号の偶数番の生徒

2 時程

- 9：00までに登校してください。短縮40分6校時で実施します。
- 15：10に帰りのSHRが終了します。
- 登校日において可能であるのは学習活動であるため、部活動は実施しないこととしますが、放課後に面談等を実施することがあります。

3 教育活動における配慮等

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- 家庭と連携した検温及び風邪の症状の確認の徹底（健康観察シートの活用）
- 校内でのこまめな手洗いの徹底
- 多くの生徒の触れる場所等の消毒（ドアノブなど）
- 生徒と教職員のマスクの着用

(2) 3つの密の回避

- 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開ける。
- 分散登校により、生徒同士の間可能な限りの身体的距離を確保
- 集会時の人数制限

4 その他

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合や、のどの痛み、呼吸器症状（咳、たん、息苦しさなど）や強いだるさ（倦怠感）などがある場合は登校を見合わせ、自宅で休養してください。

(2) 臨時休業期間中の学習支援のため、ICTを活用した活動や課題の実施等を試行的に実施しているクラスや教科があります。これによって通信するデータ量が増加することが考えられますが、送信するデータ量を少なくする等、配慮をいたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、通信環境がご家庭毎に異なることから、ICTを活用した活動等がご家庭においてできなかった場合については、登校後に学校において実施する等、全ての生徒が同じように学習できるように配慮いたします。